

物品購入等及び役務の契約における事務取扱等の改定について

平成 29 年 4 月から、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。）の物品の購入、製造の請負、借受、修繕（以下「物品購入等」という。）及び役務の契約について、下記のとおり、事務取扱及び様式等を改定することとしましたのでお知らせいたします。

1 契約（発注）条件について

物品購入等及び役務における本市の「標準契約書」及び「標準契約約款」について、「札幌市入札情報サービス＞物品・役務＞標準契約書・標準契約約款」に、掲載することとしました。

今後の物品購入等及び役務の契約条件については、各発注課から個別に契約条件等が明示された場合を除き、原則として、掲載された標準契約約款によるものとします。

なお、これに伴い、これまで契約書を取り交わさない物品購入等において交付していた「発注書」を原則廃止しました。

従いまして、今後、発注書の交付を希望する場合は、個別に契約担当課にお申し出ください。

2 様式の改定について

物品購入等及び役務の契約に用いる入札書等の様式を一部改定しました。

平成 29 年 4 月以降の入札・契約手続きにあつては、各発注課から指定された新様式により書類を作成・提出してください。

なお、事業者の皆様にご使用いただく様式は、「札幌市入札情報サービス＞物品・役務＞共通ファイルダウンロード」から、ダウンロードすることができます。

札幌市入札情報サービスの入り口

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

3 物品購入等の見積書記載方法の変更について

物品購入等における見積書の様式を改定し、「見積書比較価格」欄を新たに設けました。

当該欄は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかによらず、「契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む）」の 100/108 に相当する金額を記載することとなりますのでご注意ください。